

建築法体系に係る現状と課題

(1) 建築規制等の内容

- 事故・災害の発生等に対応して法令改正を重ねてきた結果、複雑で判りにくいものとなっている。
- 昇降機等に係る保守点検・運行管理等ソフト面の基準体系整備が不十分である。
- 行政庁の政策判断や地域住民の意向等、地域の実情を建築規制に反映させる仕組みが不十分であるとの指摘があった。

(2) 建築物整備の際の品質確保に向けた規制、資格制度

① 建築確認検査制度

- 特定行政庁・民間審査機関における技術的審査能力の確保及び現行の審査体制では対応困難な分野（高度な検証方法、専門的分野等）への審査能力の向上が課題である。
- 構造計算適合性判定の対象の見直しや、確認とのワンストップ化が必要であるとする意見と、見直しに慎重な意見の双方がある。
- 内装仕上げ等の計画変更の手続きを合理化すべきとの指摘がなされてきた。
- 発見困難な違反事項ほど罰則を重くすべきとの指摘や罰則よりも行政処分による制裁強化を通じた対応を求める指摘があった。

② 資格制度

- 意匠・構造・設備の分野間の調整が的確になされず、設計図書間の不整合等の不備が発生している。
- 確認申請図書と施工内容の不整合等、施工段階の品質管理が必ずしも的確に実施されていない。
- 資格者関係団体による職業能力の開発、行政処分対象者等に対する懲戒等が十分とは言えない状況にある。

(3) 利用段階における的確な品質管理確保対策

- 消費者が正確な情報を入手できる環境が整備されておらず、所有者等によるストックの質の把握及び計画的な維持保全の実施が不十分である。
- 既存不適格建築物について、工事の機会等をとらえて解消を図る仕組みが増改築を阻害している側面を有している。
- リフォーム工事の相当割合は無資格者が特段の手続きを経ずに実施しており、不適切な工事を防止できていない。
- 不良化した建築ストックの解消を促進する対策が不十分である。
- 昇降機等の製造・保守点検・運行管理主体を監督する仕組みが欠落している。

建築法体系の見直しに関し目指すべき基本的方向

- ①時代の変化に対応したわかりやすい規制体系への移行
- ②実効性が確保され、効率的な規制制度への見直し
- ③専門家の資質確保・向上に資する資格制度への見直し
- ④所有者等が的確に判断できる法体系への見直し

主要制度の見直し方向・関連検討課題

(1) 建築規制項目・内容(基準体系)の再検証

- ◆行政が関与、責任を持つべき規制項目の再検証
 - ・規制対象から除外又は追加した場合の功罪を含め検討した上で、規制項目の見直し方針を決定する必要がある。
- ◆階層化された明解な性能基準体系（法律に規制目的、政令に要求性能、告示に検証方法、適合仕様を規定等）への移行
 - ・各基準の趣旨（目的・要求性能）を明確化し、性能の検証方法等について検討する。
 - ・民間の取組を評価し、検証方法、適合仕様として位置付ける仕組みのあり方について検討する。
 - ・材料、部品等の品質管理及び昇降機等の保守点検・運行管理等を確保するための基準のあり方について検討する。
- ◆地域の実情の的確な反映に向けた基準整備・審査検査に係る特定行政庁の役割の再検証
 - ・的確な執行体制の確保に配慮しつつ、行政庁の役割の見直しを検討する。
 - ・集団規定等を市町村の政策判断等に委ねる提案に関しては、執行体制の整備、都市計画制度のあり方等も含め検討する。

(2) 整備段階に係る規制手法、資格制度の再検証

- ①確認検査制度の再検証
 - ◆的確な審査検査の実施に向けた体制整備
 - ・行政庁等の審査機関の審査能力確保方策及び高度な検証法や専門性の高い分野の審査検査への専門家の活用方策について検討する。
 - ◆品質管理の実態を踏まえた適判制度等の再検証
 - ・構造計算適合性判定に係る的確かつ効率的な審査の実施に向けた制度のあり方について検討する。
 - ・効率的で実効性のある計画変更手続きのあり方について検討する。
 - ・罰則と行政処分の実効性・軽重等を比較衡量し、バランスのとれた罰則と行政処分のあり方について検討する。

主要制度の見直し方向・関連検討課題(続き)

(2)整備段階に係る規制手法、資格制度の再検証(続き)

②資格制度(設計者の資質確保・向上方策)の再検証

◆建築士事務所内のチェック体制の強化及び個々の建築士の資質向上の推進

- ・建築士事務所における設計図書のチェック等を適切に行うための業務のあり方について検討する。
- ・定期講習内容の充実、受講状況等の情報開示の充実強化、資格者団体の取組の強化等の資格者の資質確保・向上方策について検討する。
- ・資格の専門分化に対応すべきとの提案もなされたが、資質の向上は資格の細分化・新設ではなく、市場機能の活用等に対応すべきとの指摘があった。

(3)利用段階における的確な品質管理確保対策の再検証

◆適切な維持保全、改修等を推進する観点からの規制等の再検証

- ・維持保全・改修等に関するアドバイスなどを担う人材やビジネスの育成方策等を検討する。
- ・リフォームによる質の向上促進に向け、増改築等に係る建築規制のあり方について検討する。
- ・不適切なリフォーム工事の防止に向けた適切な事業者選択・活用の仕組みについて検討する。
- ・不良化した建築ストックの解消を促進するための仕組みのあり方について検討する。

◆昇降機等の製造、保守点検、運行管理の適正化に向けた規制の再検証

- ・製造・保守点検・運行管理主体を監督する仕組みの導入、国等調査機関の権限のあり方について検討する。

(4)建築基本法の検討

◆建築基本法の制定について検討

- ・建築基本法に関しては、建築物の質の確保・向上に向け、建築の理念、関係者の責務、関係法の見直し方向等を示すものとして制定を求める意見や、民間の取組を基準体系に円滑に取り込める仕組みの構築に向け制定を期待する意見が提起された一方で、理念のみの規定となることを疑問視する意見や、現行法体系に屋上屋を重ねるような法制化はすべきではないとの意見も提起されたことも踏まえつつ、そのあり方について検討する。